

## 属人的株式とは



### 属人的株式とは

新会社法は、非公開会社に限り、剰余金の配当・残余財産の分配・議決権について「株主ごとに」異なる取り扱いができるものとなりました。

本来であれば、上記の剰余金の配当・残余財産の分配・議決権は、持株数が多ければ、比例して多くなるのが原則です。しかし、「属人的株式」は、「Aさんという株主に対する配当や議決権等は 〃」、「Bさんという株主に対する配当や議決権は×× 〃」というように特定の株主に対して、その持株数に関係なく、剰余金の配当・残余財産の分配・議決権を定めることができることになりました。この「株主ごと」に取り扱いを異にする株式を「属人的株式」といいます。つまり新会社法は「株主平等の原則の例外」を認めたこととなります。

### 属人的株式の背景

日本の中小の株式会社はその大多数が非公開会社です。そのため、株主の変動がほとんどなく、むしろ持分会社に近いといえます。そのため、中小企業に株主平等の原則をそのまま当てはめることが妥当でない場合があります。例えば、多額の資金は出資できるが経営能力のあまり無いAさんと、資金はあまり無いが経営能力に優れているBさんが共同事業を始める場合、資金のほとんどを出したという理由でAさんのみに経営権を認めることは、あまり都合がよくありません。AさんとBさんの合意があれば、持株数に関わらずBさんの議決権を増やした方が、より両者が良い関係で会社経営できるのではないのでしょうか？こうしたことから、新会社法は、非公開会社に限って、「株主ごとに」議決権等に異なる取り扱いができるとしたのです。

実は、属人的株式は旧有限会社では元々認められていました。新会社法では、有限会社は閉鎖的な会社の一類型として株式会社制度に吸収されたため、この属人的株式の制度も閉鎖的な株式会社に受け継がれたのです。

### 議決権についての属人的株式

新会社法は、種類株式として、いわゆる複数議決権付株式は認めていません。しかし、この属人的株式を活用することによって、複数議決権付株式と同様の効果をもたらすことができます。例えば、「社長の有している株式は、1株について100個の議決権がある」と定款で定めた株式がこれに当たります。

### VIP株

属人的株式には、利益の配当・残余財産の分配・議決権という株式の権利内容に関する区別の他に、その属人的な権利が、株式の譲渡に伴って移転するか否かで、「VIP株」「比重株」という区別があります。

まず「VIP株」(=Very Important Person Stock)とは、ある「特定の『株主』」が持っている株式について特別な権利を付けた株式のことです。したがって、株式が他の人に譲渡された場合、その特別な権利までは、

その人に引き継がれません。たとえば、定款で「当社の代表取締役が有する株式は、1株について100個の議決権を有する」と定めたVIP株は、他の人に譲渡された場合やその人が代表取締役を退任した場合に、1株につき1個の議決権を有する普通の株式に戻ることになります。一方、他の株主が代表取締役に就任した場合、その所有している株式は1株につき100個の議決権に有することになるわけです。

### 比重株

次に「比重株」とは、「特定の『株式』」に特別の権利を付けたものです。比重株が他の人に譲渡された場合は、上記VIP株と異なり、その特別な権利も一緒に移転することが特徴です。例えば、1株につき100個の議決権を有する比重株の譲渡を受けた場合、そのまま1株につき100個の議決権を引き継ぐことになります。ただし、VIP株と違い、以前から持っていた株式は、1株につき1個の議決権を有する普通の株式のままです。比重株は、定款で「～の株式を有する株主は、その有する株式1株につき100個の議決権を有する」と株式を特定して、それを所有する人に特別の権利を付与することになります。

< 著者プロフィール >

## 中村 勸 氏

中村総合司法書士事務所 代表

簡裁代理認定司法書士・東京青年司法書士協議会役員・越谷法律相談推進委員会副センター長。

「社会貢献・豊かな人間性・感謝の心」をモットーとし、中小企業支援、IPO支援業務を中心に、ADRにおけるメディテーター、リーガルカウンセラーとしても活躍中。

日本における「VIP株」「比重株」「リバーシブル社債」の名付け親。

主な共著書 「『種類株式プラス』徹底活用法」(ダイヤモンド社)・「だれも言わなかった！新会社法5つの罠と活用法」(出版文化社)・「銀行員のための新会社法」(銀行研修社)

### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488